

建設雇用改善計画（第十次）の概要

建設労働者雇用改善法第3条「建設労働者の雇用の改善、能力の開発及び向上並びに福祉の増進に関する重要事項並びに建設業務有料職業紹介事業及び建設業務労働者就業機会確保事業の適正な運営の確保に関する重要事項を定めた計画を策定するものとする」に基づき策定。

計画の背景

- ◆ 建設投資は、近年増加傾向で推移してきたが、R2年度の建設投資は6年ぶりに減少となる見通し
- ◆ 建設関連職種の有効求人倍率は、新型コロナウイルス感染症の拡大以降においても、他産業と比較して引き続き高い状況
- ◆ 建設業の労働力の年齢構成は、他産業に比べて高年齢層の割合が高い一方、若年層の割合が低く、また、他産業に比べて新規学卒者の入職が少なく、定着が悪い状況は深刻化
- ◆ 重層下請構造やダンピング受注等の影響により他産業と比較して雇用環境の改善が停滞
- ◆ 人口減少や急激な少子高齢化による労働力の大幅な減少等が建設産業の持続的な発展への悪影響となるおそれ

計画の課題等

建設産業が、地域経済・雇用を支え、災害時には最前線で地域社会の安全安心の確保を担う地域の守り手としての役割を担うためには、建設産業の持続的な発展が不可欠であるが、将来的に技能労働者の不足が深刻化する懸念があり、若年労働者等の確保・育成及び技能継承が極めて重要な課題

【テーマ】若者が展望をもって働ける魅力ある職場づくりの推進

【施策の最重点事項】

- ① 若年者等の建設業への入職・定着促進による担い手の確保・育成
- ② 魅力ある労働環境づくりに向けた基盤整備
- ③ 職業能力開発の促進、技能継承

【計画期間】令和3年度～令和7年度

基本的施策の主な内容

1 若年者等の建設業への入職・定着促進による担い手の確保・育成

（1）若年労働者の確保・育成

- ・若年者に対する建設業の役割・魅力の発信
- ・建設キャリアアップシステム（CCUS）等の推進による担い手の確保・育成

（2）女性労働者の活躍・定着の促進

- ・就労環境の整備、女性の入職・活躍促進

（3）高年齢労働者の活躍の促進

- ・高年齢者雇用安定法（65歳から70歳までの就業確保措置が努力義務化）の周知

（4）ハローワークにおける支援

- ・ハローワークの「人材確保対策コーナー」において、きめ細かな職業紹介等を実施

2 魅力ある労働環境づくりに向けた基盤整備

（1）安定就労の確保

- ・国土交通省「建設業の一人親方問題に関する検討会」を踏まえ、必要な対応を実施

（2）働き方改革の推進

- ・罰則付き時間外労働上限規制の適用（令和6年度）を見据え、働き方改革推進支援センターを活用し、長時間労働改善を推進
- ・改正建設業法に規定された「著しく短い工期による請負契約の締結の禁止」を踏まえ、長時間労働を前提とするような請負契約の締結が行われないよう、官民一体となって取り組む

建設雇用改善計画（第十次）の概要

（３）賃金の改善

- ・ CCUS、能力評価制度及び見える化評価制度を推進し、賃金水準改善に取り組む

（４）労働・社会保険、建設業退職金共済制度の加入促進

- ・ 建退共について、令和３年４月より本格実施される電子申請方式の普及を推進し、制度の活用を促進する

（５）労働災害の防止

- ・ 高所作業時における墜落防止用保護具について、原則としてフルハーネス型とするとともに、墜落時の落下距離に応じた適切な保護具の使用を徹底
- ・ 「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」に基づく取組の実施

３ 職業能力開発の促進、技能継承

（１）事業主等の行う職業能力開発、労働者の自発的な職業能力開発の促進

（２）建設業を担う人材に対する職業訓練の実施

- ・ 離職者に対する公的職業訓練や、訓練の実施と就職支援をパッケージで実施

（３）熟練技能の維持・継承及び活用

（４）デジタル人材の育成

- ・ 建設現場におけるデジタル技術の活用に対応できる人材を育成するため、ニーズを踏まえ、公的職業訓練プログラムの開発・実施を推進

４ 雇用改善推進体制の整備

（１）雇用改善を図るための諸条件の整備

- ・ CCUS等の普及促進、新・担い手３法の業界全体への浸透

（２）建設関係助成金の活用

- ・ ニーズ等を踏まえた制度の見直し、周知徹底
- ・ CCUS普及促進に向けた効果的な活用

５ 建設業務有料職業紹介事業及び建設業務労働者就業機会確保事業の運営

（１）事業の適正な運営の確保

（２）事業の活用促進

- ・ 事業の適正な活用促進を図ることを趣旨として、本制度の実態等について事業主団体等を通じて把握し、必要な見直しを検討

６ 外国人労働者への対応

（１）外国人労働者の雇用管理の改善

（２）技能実習生、特定技能外国人の適正な受入れ

７ 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対応

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響を十分注視し、改正建設業法に規定された「著しく短い工期による請負契約の締結の禁止」などが遵守されるよう、官民一体となって取り組む